

広島県文化財保護審議会史跡・埋蔵文化財合同部会 現地調査・会議記録

- 1 日時 平成 26 年 6 月 10 日（火）午後 1 時～午後 3 時 30 分
- 2 場所 みよし風土記の丘ミュージアム（三次市小田幸町）
- 3 出席者 史跡部会 小都部会長，安藤委員
埋蔵文化財部会 古瀬部会長，伊藤委員，松井委員
事務局 植田文化財課長，恵谷課長補佐，河村主任文化財保護主事
- 4 審議内容 広島県史跡高杉城跡の追加指定について
事務局 ただ今から史跡・埋蔵文化財合同部会を開会いたします。
本日は，部会委員 8 名のうち 5 名が御出席ですので，広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 2 項の規程により，会議は成立いたします。開会に当たりまして，文化財課長植田千佳穂が御挨拶を申し上げます。
文化財課長 本日は，御多忙にもかかわらず，広島県文化財保護審議会史跡・埋蔵文化財合同部会に御参加いただき，誠にありがとうございます。本日は，三次市教育委員会から申請のありました県史跡高杉城跡の史跡追加指定等について，ご審議いただくことになっております。委員の方々におかれましては，充分にご審議いただくようお願いいたしまして，あいさつとさせていただきます。
事務局 広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 1 項の規定により，部会は部会長が議長となると定められています。これからの議事進行は，古瀬埋蔵文化財部会長に議長をお願いいたします。それでは古瀬部会長よろしくようお願いいたします。
古瀬部会長 はじめに，広島県教育委員会が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則第 2 条第 3 項の規定により，本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。
委員 本日の議案は，審議途中の案件であることから，教育委員会会議の議決まで非公開ということとし，議決の後，議事録をもって公開するというのではいかがでしょうか。
古瀬部会長 異議なし。
古瀬部会長 御異議がございませんようですので，本日の会議は教育委員会会議の議決までの間非公開といたします。事務局はそのように取り計らってください。
事務局 それでは，審議に入ります。「高杉城跡」の県史跡追加指定に係り，指定調書案の内容を審議します。小都部会長と私は，現地調査を行い追加指定に相応しいと判断しました。調書執筆は，小都委員をお願いしております。
事務局 それでは事務局から調書案を朗読してください。
事務局 広島県史跡（追加）指定調書（案）
【名称】高杉城跡
【所在地】三次市高杉町 383 番，380 番 2，252 番 2，249 番 3，248 番 2，392 番 5，387 番 2，385 番 2，392 番 5，387 番 2，385 番 2，392 番 6，391 番 2，388 番 2，384 番，383 番地先里道
【所有者】宗教法人知波夜比古神社 岡部健正（三次市高杉町 383 番），三次市長（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）
【面積】5,346.79 m²（うち 698.79 m²は追加指定）
【その他】383 番，380 番 2 は，昭和 59 年 11 月 19 日付けで広島県史跡に指定。

【概要】高杉城跡は三次市街地の東南，馬洗川と美波羅川の合流点近くの河岸段丘上にある。県内では数少ない中世の方形館で保存状態がよく，天文 22 年（1553）の落城の記録が残るなど三次地域の中世を語る貴重な遺跡として，昭和 59 年に広島県史跡に指定されている。

城は高さ約 5 m の河岸段丘を利用したもので，現在，知波夜比古神社の境内地となる。南を正面とし，東西（間口）約 70 m，南北（奥行）約 80 m の範囲を，北・東側では幅 4.5～7 m，深さ 1.1～1.5 m の横堀と，その内側に幅 5.5 m，高さ 0.6～1.5 m の土塁で区画した方形館である。西側は里道で一部姿を変えているが土塁と横堀の痕跡は残る。南側は河岸段丘の縁辺を削って切岸とし，内側中央に虎口（入口）を開けて土塁をめぐらす。土塁の範囲は，間口 56 m（31 間），奥行 73 m（40 間）で，そのうち土塁内側の平坦面は，間口 45 m（北半では約 40 m），奥行 56 m で，面積は約 2,520 m² である。虎口は南辺中央のほか，東辺の南側と北辺の東側に土塁の途切れがあることから通用口があったことが考えられる。南側正面には 3 m 下がって幅約 1.5 m のテラスがあり，更に一段下がって幅 25 m の平坦面がある。虎口を意識したものと考えられる。敷地中央には知波夜比古神社が建つ。かつて北側横堀から鉄製鎧が採集され，西側横堀からは鉄鏃が出土している。

高杉城跡については，「高杉城斬崩」に係る天文 22 年 8 月付け「棕梨治部少輔宛小早川隆景感状」（『萩藩閥閥録』59 棕梨次郎左衛門 7）など数通の感状，また「祝要害」として，同 23 年 6 月付け「白井賢胤軍忠状」（白井文書『広島県史』古代中世資料編 V）に記載がある。これらの記載は，美波羅川一帯に勢力を持っていた江田氏^{えだ}が天文 22 年（1553）4 月，大内氏に反旗を翻して尼子氏に味方したことに對し，大内氏が同年 7 月 23 日，毛利氏を始めとする国衆らを動員して「高杉城」（「江田之端城」・「祝要害」）を「斬崩」したことに関わるものである。このとき，城内には「江田被官」の「はう里（祝）甲斐守同治部大夫」などがいたという（「二宮俊実覚書」『吉川家文書別集』561）。

その後，大内氏方軍勢は江田氏の本拠旗返城も攻めて同年 10 月には江田氏を滅ぼしている。これにより備北地域の勢力分布は大内氏（毛利氏）を中心としたものになる。この「高杉城斬崩」により城内の社殿・御神体は焼失する（「知波夜比古神社御神体台座裏銘文」『三次市史』Ⅱ古代・中世文献資料編）。翌年 6 月，江田氏に代わった三吉致高・隆亮父子は焼失した御神体を泉州堺の仏師に銘じて再造立した（同）。この銘文には「社務武田広繩」とある。更に弘治 2 年（1556）には毛利元就・隆元父子が高杉郷大明神御宝殿を再興した（「知波夜比古神社宝殿再興棟札」『三次市史』Ⅱ古代・中世文献資料編）。

【所見】高杉城跡は保存状態が良好で，同時代史料から落城時期が特定できる県内では唯一の方形館であり，歴史的には大内氏（毛利氏）の備北地域攻略の契機となった遺跡と位置付けることができる。方形館は県内では 20 例に満たないが，間口に 10 間単位の規格があり権力との関わりが考えられている。間口 56 m（31 間）は中規模で，熊谷氏土居屋敷跡（広島市・県史跡），荒谷土居屋敷跡（東広島市），寺家城跡（同）などとほぼ同規模である。神社地である

方形館の高杉城を、当時「城」、「要害」と認識していたことが分かるが、斬崩の後は再び神社地となり現在に至る。地域の中心的施設として重視されてきたことが分かる。

高杉城跡の指定地はこれまで神社地のみで、横堀が想定された西側は里道のため未指定地であった。ところが平成 24 年にこの里道の拡幅が計画されたことから、三次市教育委員会は計画地内の試掘調査を行い城跡の西側をめぐる横堀の存在を確認した。この横堀は西北端から更に西北方に延びること、また南半では北半に比べやや西にずれることも明らかになった。この横堀は高杉城跡を特色付ける重要な構成要素であり、館跡正面を示す下段テラス部分と併せ一体的に指定し保存することが必要と考えられる。

なお、高杉城跡が立地する河岸段丘では、この度の試掘調査により横堀の遺構が更に西北方に広がることが明らかになり、西側には部分的に土塁も見られ周辺では古墳時代の遺構も検出された。このことから指定地周辺についても文化財としての保存対策を講じていく必要がある。（平成 25 年 7 月 9 日及び平成 26 年 2 月 20 日、古瀬清秀委員、小都隆委員調査、小都隆委員執筆）

古瀬部会長
小都部会長

調書案の内容について審議します。意見があればお願いします。

調書の補足説明をします。

高杉城跡は、約30年前の昭和59年に指定されたもので、中世の残りの良い方形館は県内でも数少ないこと、また天文 22 年に落城した記録が残ることにより指定されました。

その後、県内の中世城館跡の悉皆調査が行われ、方形館は19か所確認されました。その中で、高杉城跡は最も保存状態が良いものです。また、方形館は、普通は4面に堀と土塁を巡らしますが、高杉城跡は変則的で3面が堀、前面が切岸となります。類例としては東広島市の寺家城跡があります。当時、数少ない方形館で保存状態が良いとされたことを、その後の調査の具体的なデータで証明したものです。

城主に係る資料としては、三次市史などでは「祝氏」と記されていますが、「祝氏」についてはよくわかっていません。「祝」が城主名か神主職を表すものなのかよくわかりません。城主がだれでも城の意義は変わらないと思いますが、総会までは城主がだれか解決しておきたいと思います。本日の審議でもご教示、ご検討をいただきたいと思います。

方形館の意義についても、西側の堀の形が良くわからないところもありますが、当初予想されていたとおり高杉城跡の重要な構成要素となります。

古瀬部会長

道路部分と追加指定地の照合は、後で各委員へ図面を示すことにしてください。委員の先生方も御了承ください。

調書案については、(概要 10～11 行目)「…、ここにも虎口(通用口)が…」とし、(同 12 行目)「南側正面には 3 m…」は「高さ」を入れてください。江田氏の読みは「えだし」ですか、「えたし」ですか。

植田課長
古瀬部会長

地名は、「えた」と言います。

天文22年の西暦(1553)標記は1か所のみでよいと思います。(同 27行目の)「銘じて」は「命じて」でよいのでは。(所見 11～12 行目)「横堀は…西北方に延びる」と(同 15～16 行目)「河岸段丘では、…西北方に広がる」は重複しているので記述を簡素化してください。

- 松井委員 概要の「鉄製鎧や鉄鍬が出土」や「古墳時代の遺構が検出された」などの記述は、高杉城跡に直接関わらないので、調書案には不要ではないでしょうか。
- また、知波夜比古神社の位置付けとしては、神社は備後二宮として昔からあったものが土塁で囲んで要害となり、要害でなくなっても神社は残るものです。ここは、すっきりとした書き方に工夫したほうが良いでしょう。
- 小都部会長 鉄製鎧や鉄鍬は同時代（戦国時代）のものなので、「同時代の」を入れて分かりやすくします。
- 所見の「なお、」以下は、西側に方形館が並んでいるかもしれないので、このことを強調するためにあえて加えました。調書なので、将来的なことも見込んだつもりですが、今回の追加指定には直接かかわらないので削除してもいいと思います。
- 松井委員 実測図では、堀は北西に延びていますが、さらに遺構があるのでしょうか。堀が切れていますか。
- 南側は、神社の境内から南のテラスまで追加指定の範囲となっていますが、南に館が広がっているのですか。
- 小都部会長 西側には、もう一つ方形館が並んでいる可能性があります。試掘調査されていないのでわかりません。
- 南側は城の虎口部分であり、城域を考えれば、土塁で囲まれた範囲だけでなく、道部分まで含まれます。そういう例もあります。
- 松井委員 ここまで指定することは意味があるということですね。
- 小都部会長 本来的には、南側の道まで追加指定が必要と考えます。
- 安藤委員 所在地の地番が重複しています。
- 事務局 申請書と突き合わせて修正します。
- 小都部会長 調書に「二宮覚書」にある「江田被官」の「ほう里甲斐守・・・・」を書く必要があるかどうか。同時代史料でないなら省くべきでしょうか。城主の「祝」がだれなのか。武田広縄が「祝」となったのかどうか。松井委員にご見解をお伺いしたいのですが。
- 松井委員 「祝要害」といっていたことははっきりしています。高杉城は、江田氏の端城とはっきり書いてあります。「祝要害」といっていたことは、白井文書にあるので信頼できるとすればよいでしょう。
- その後、神職は武田広縄に任命されています。「祝」と同一人物でしょう。高杉神社が「祝要害」といっていたことが重要です。「祝」は神に物言う人のことです。
- 小都部会長 「祝」は職名ですか、人名ですか。祝氏でよいですか。
- 松井委員 「祝何某がいたところの要害」が「祝要害」となったのです。「祝氏」に係る文献には「武田広縄が神主職をわたす。」という記事があり、天文年間には江田の支城は江田氏が滅亡して大内こ氏・毛利氏の支配となります。由緒ある神社だから、生き残った一族を神職として位置付けたものです。一連の流れの中で祝を位置づければ、二宮覚書の記述を出すより「祝要害」を押さえておけばよいでしょう。
- 小都部会長 ここは、松井先生とよく相談して調書案を訂正したいと思います。案を事務局へ送り、各委員へ送ってもらいます。
- 松井委員 所見（3～4行目）の「10間単位の規格があり権力との関わりが考えられる。」の意味があいまいです。よくわかる表現が良いでしょう。
- 小都部会長 ご指摘のように修正します。

古瀬部会長 他にご意見がないでしょうか。

伊藤委員 地図の北方位が上下統一されていないので、わかりやすくお願いします。数字の全角と半角を統一してください。

小都部会長 事務局は三次市とよく相談して、試掘調査の成果を加筆し、追加指定予定地と地籍については地籍台帳とよく見比べて、実測図を修正してください。

事務局 修正したものを送付します。

古瀬部会長 御意見、御質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。当合同部会は会長に対して、「高杉城跡」の追加指定について、指定にふさわしい旨報告することとします。よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

古瀬部会長 調書案は、一部を修正したうえで総会に諮るということでよろしいでしょうか。

小都委員に修正していただいた調書案を、事務局から各委員へ送って確認していただくということでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

古瀬部会長 御異議がございませんようですので、事務局は資料の最終調整をしてください。図面の照合と正しい指定地の地図の確認を事務局にお願いしておきます。

なお、本日審議した内容につきましては、後日に予定されております総会にお諮りすることになります。

総会においては、様々な観点から御意見、御質問を受けることが予想されますので、調書案の内容等の基本的事項については、調書案を執筆していただいた小都委員に、主に御説明いただくこととし、必要に応じて各委員が発言することにしたいと思います。御協力よろしくお願いたします。

それでは事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。以上をもちまして、史跡・埋蔵文化財合同部会を終了いたします。